

**関東体育指導委員  
協議会表彰を受賞**

6月6日、栃木県那須塩原市で開催された「関東体育指導委員研究大会」の席上で、体育指導委員の村澤緑さん（現在、体育指導委員長）が、平成2年に体育指導委員に就任以来、永年にわたり町民のスポーツ振興に尽力された功績が認められ、関東体育指導委員協議会から表彰されました。



**平成20年度神奈川県民俗  
芸能保存協会表彰を受賞**

松本雅憲さん（宮城野）が、宮城野獅子舞保存会会長として、永年にわたり、地域文化の向上に寄与された功績により、6月22日に神奈川県民俗芸能保存協会（会長石井一躬）から表彰されました。



**神奈川県陸上選手権大会  
ハンマー投げ V3!!**

6月1日、等々力陸上競技場で行われた第63回神奈川県陸上選手権大会兼国体選考会において、佐藤享さん（宮城野）がハンマー投げ競技で3連覇を達成しました。

**第5回小学生学年別柔道大会  
小学5年生女子40kg級の部で優勝**

6月1日、神奈川県立武道館で行われた第5回全国小学生学年別柔道大会県予選会兼ジュニア強化選手選考会において、幸本愛美さん（宮城野）が小学5年生女子40kg級の部で優勝しました。



幸本さんは8月24日に静岡県浜松市で行われる全国大会に出場します。

**長寿夫妻記念品の贈呈**

9月15日の「老人の日」にちなみ、結婚50年または60年を迎えるご夫妻の長寿をお祝いして記念品を贈呈します。

●結婚60年  
昭和22年9月16日から昭和23年9月15日までに結婚されたご夫妻

●結婚50年  
昭和32年9月16日から昭和33年9月15日までに結婚されたご夫妻

なお、結婚50年、60年を過ぎて、まだ記念品を受けていないご夫妻も該当しますので、申し出てください。



申込方法 所定の用紙が健康福祉課、出張所、やまなみ荘、さくら館にありま

訪問・贈呈予定日 9月中旬の訪問を予定しています。  
照会先 健康福祉課  
☎85-7790

**旧日本赤十字社看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の皆さまへ**  
先の大戦において、外地などに派遣された旧日本赤十字社看護婦・旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

請求期限 平成21年3月31日まで  
照会先 健康福祉課  
☎85-7790

**「CAT Ladies 2008」ゴルフ大会  
無料入場券プレゼント!**

毎年熱戦が繰り上げられる、「CAT Ladies 2008」ゴルフ大会が、今年も8月22日(金)から24日(日)までの3日間、仙石原の大箱根カントリークラブで開催されます。

今年も主催者から、多くの町民の皆さんに大会を親んでもらうため、無料入場券が町に届きましたので、この機会にぜひ、観戦ください。希望する方は、次の窓口で請求してください。

※今回の入場券は22日(金)・23日(土)限定ですのでご注意ください。（最終日24日(日)の観戦はできません）

配付場所 ●出張所 ●社会教育センター ●さくら館 ●やまなみ荘 ●レイクアリーナ箱根 ●役場本庁（観光課）

配付枚数 1人2枚まで（1回の入場毎に1枚必要）

配付方法 窓口にて、住所・氏名・枚数を申込書に記入のうえお受取りください。



配付期間 7月18日(金)～8月21日(木)  
※時間は、各施設の事務取扱時間内とします。

お願い ●各配付場所とも、入場券が無くなり次第終了しますのでご了承ください。

●大会当日、駐車できる台数には限りがありますので、会場へは乗り合いでお越しになるか、または湯本駅（湯本大橋）からのシャトルバス（無料）を利用してください。

照会先 観光課 ☎85-7410

**自然保護奨励金制度が変わります**

自然保護奨励金は、平成20年度から造林補助金などにより自ら森林を整備された方に交付する制度に変わります。

造林補助金などを利用して自ら森林整備を行った場合のみ、整備後10年間、1haあたり1万2,000円を交付します。

ただし、平成20年度に限り、整備を行わなくても1haあたり6,000円を交付する経過措置があり、20年度は前記のいずれかを選択して申告できます。

**最低賃金法が変わります**

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われ、7月1日から施行されました。

**地域別最低賃金**

労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなります。最低賃金の具体的な金額は都道府県ごとに決定されます。

**地域別最低賃金不払の場合**

罰金の上限額が2万円から

50万円に引き上げられます。

**産業別最低賃金**

その不払について、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（罰金の上限額30万円）が適用されます。

**適用除外規定の見直し**

障がいにより著しく労働能力の低い方、試用期間中の方などに適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。これまで適用除外の許可を受けている場合は、平成21年6月30日までの間の経過措置期間中に減額特例の許可を申請してください。

**派遣労働者**

派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

**最低賃金額の表示**

最低賃金額の表示は時間額のみになります。

**監督機関に対する申告規定が設けられます**

労働者は、事業場に最低賃金法令に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができます。

照会先 小田原労働基準監督署  
☎0465-22-7151

**国民年金保険料免除・納付猶予制度**

国民年金第1号被保険者（自営業者など）で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

法定免除 障害年金や生活扶助を受けている方は、届出により全額免除になります。

申請免除 前年の所得が一定額以下で、現在収入がなく、保険料を納めるのが困難な方は申請をして承認されると保険料が免除されます。

納付猶予 30歳未満の若年者は、世帯主の所得を問わずに本人と配偶者の所得状況により、保険料の全額が猶予されます。

学生納付特例 一定所得以下の学生は、申請書を提出し、承認を受けると在学期間の保険料が猶予されます。

※毎年度4月に届出が必要です。なお、昼間部の学生に加え、夜間部・定時制課程および通信課程の学生も対象となります。

**免除・猶予を受けた期間の保険料は追納しましょう**

照会先 保険年金課  
☎85-99564

**平成19年に所得が減った方は申告が必要です**

税源移譲が行われたことにより、平成19年度に町県民税の税率が増した分は、19年度の所得税の税率を下げ調整しました。

しかし、19年中に所得が下がってしまった方は所得税で調整ができませんので、町県民税の負担の増加分の影響を受けます。

そこで、このような方は、税源移譲前の税率で改めて町県民税を計算して、19年度の町県民税を減額することになります。

なお、納付済みの場合は還付します。

照会先 税務課  
☎85-7750

